

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成 30 年
1 月 9 日
(火曜日)

目 次

○告示
 特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
 しなければならない区域の指定(環境政策課).....

○雑報
 県報の正誤(平成二十九年十二月十五日山口県告示第四百三十六号).....



山口県告示第七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

平成三十年一月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 形質変更時要届出区域
 - 周南市開成町四五五五の二〇の一部、四五五五の二一の一部、四五五五の二四の一部、四五五五の二五の一部、四五五五の二六の一部、四五五五の三七の一部及び四五五五の四六の一部
- 二 特定有害物質の種類
 - クロロエチレン、四塩化炭素、一・二・ジクロロエタン、一・一・ジクロロエチレン、シス-一・二・ジクロロエチレン、一・三・ジクロロプロペン、ジクロロメタン、水銀及びその化合物、一・一・一・トリクロロエタン、一・一・二・トリクロロ

エタン、ふっ素及びその化合物並びにベンゼン
 三 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第五十八条第四項第九号から第十一号までの規定への該当
 土壤汚染対策法施行規則第五十八条第四項第十一号に該当する。



正 誤

平成二十九年十二月十五日山口県告示第四百三十六号(建築士法第十五条第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者に関する告示の一部改正)

一	ページ	下	段	行	左から 四	終了した	誤	修了した	正
---	-----	---	---	---	----------	------	---	------	---

平成三十年一月九日發行

發行所

山口県知事